

はじめに

「どのように生きるべきか」「どのような行為は許されないのか」「どのような人間になるべきか」、私たちはこのような問いをしばしば考える。このような倫理的・道徳的な問い*¹に対して、私たちはどのように答えることができるだろうか。

これらの問いに答えなどなく、答えを探すことは無意味であるという反応も考えられる。しかし哲学史を紐解いてみると、様々な哲学者たちがこれらの問いに回答を与えようと試みてきたことがわかる。ベンタムやミルは「功利主義 (utilitarianism)」と呼ばれる行為が生み出す功利 (utility) を中心に据える倫理学説を提唱したが、一方で、カントは定言命法と呼ばれる道徳原理を提唱し、それに端を発する倫理学説はしばしば「義務論 (deontology)」と呼ばれて現代でも盛んに論じられている。さらに、アリストテレスに刺激を受けた論者たちは「徳倫理 (virtue ethics)」と呼ばれる行為そのものよりも行為者が持つ人格や性格に重点を置く倫理学説を提唱している。我々はこれらの歴史上の哲学者たちに淵源を持つ倫理学説に訴えて、上のような倫理的・道徳的な問いに答えることができる。

嘘をつくという行為について考えてみよう。多くの人は特別な理由がない限りは嘘をついてはならないと考えていると思われるが、では、なぜ我々は嘘をつくべきではないのだろうか。この問いに、上で挙げた倫理学説に訴えることで、以下のように答えることができる。

* 1 倫理的な問い (ethical question) と道徳的な問い (moral question) を区別し、前者が後者を含むような「どのように生きるべきか」というソクラテス的な問いと理解し、後者を義務 (duty) や責務 (obligation) などに特化する問いであると理解することができる (Williams 1989, p. 6). 両者の関係に関する問いは重要なものだが、断りがない限り、本書では、「倫理」、「道徳」双方を、ここで言うところのソクラテス的な問いに関することを意味する言葉として、使用する。

カント的義務論による嘘の禁止

「その行為の格率が普遍的法則としてあなた自身によって意志されえないから、嘘をついてはいけない」

功利主義による嘘の禁止

「多くの人の苦痛を増長する傾向性を持つから、嘘をついてはいけない」

徳倫理による嘘の禁止

「そのような行為は悪徳を持った人が行うことだから、嘘をついてはいけない」

これらの主張は「どのように行為すべきか」「どのような行為が悪い行為なのか」などの倫理的な問いに直接的に答えるものである。ある事柄に関する直接的な主張はしばしば一階の主張 (first-order claim) と呼ばれるが、このことから上の倫理的な主張は倫理に関する一階の主張であると考えることができる。倫理に関する一階の主張は、哲学や倫理学においてしばしば「規範的主張 (normative claim)」と呼ばれる*²。

さて、上で見た規範的主張の「内容」や「意味」について、我々はさらに問うことができる。一体、これらの答えは何についての答えなのだろうか。これらの答えは、我々が倫理を理論化していくプロセスとは独立して存在している嘘の悪さという「客観的な性質」に関するものなのか。それとも、これらの答えは「嘘をついてはいけない」という規範に対する私たちの是認の表明などであり、それと独立して存在するような何かに関してではないのか。

これらの問いは一般的に「メタ倫理的問い (metaethical questions)」と言われている。「メタ倫理学 (metaethics)」という言葉は、倫理学のもう一つの主要な分野である「規範倫理学 (normative ethics)」とは違う知的営みを指すものとして、20世紀に入ってから哲学者たちによって自覚的に使われ始めた。

* 2 「日本では左車線に車を走行させなければならない」といった主張は、規範的主張ではあるが倫理的な主張ではないので、倫理に関する一階の主張を指す言葉として正確な表現は「規範倫理的な主張 (normative ethical claim)」であろう。本書ではこのような問題はひとまず脇に置き、特にことわりがない限りは、「規範的主張」を倫理に関する一階の主張を指すものとして使用する。

メタ倫理学という学問がどのような問いを対象とする学問なのか、詳細は以下で述べていくが、ここでは次の点を確認しておきたい。

メタ倫理学において伝統的に扱われてきたのは、我々が個人や集団で下す「道徳判断 (moral judgement)」についてであった。即ち、メタ倫理学における主要な問いは、「嘘は悪い」などの道徳判断がどのような性質を持っているのか、この判断は真偽が問えるような信念なのか、それとも真偽が問えない感情などの表出なのか、といったものであった。

本書が扱う問題はこのような伝統的なメタ倫理的な問いとは少し異なる。本書の研究課題は、道徳判断を使って構築されていく規範倫理理論 (normative ethical theory) に関するメタ倫理的考察である。つまり、本書が主に検討するのは、冒頭で示したような、倫理的・道徳的な問いに答える際の拠り所となるような規範倫理理論をどのように理解するか、という問いである。

メタ倫理学におけるこのようなアプローチは、1980年代以降メタ倫理学において一定の勢力を保ってきた「コーネル実在論者 (the Cornell realists)」と呼ばれる論者たちの流れを汲んでいる。彼らは、規範倫理理論を道徳に関する真理を探究しているものだと見なし、道徳に関する客観的事実が存在するという道徳的実在論 (moral realism) と呼ばれる立場の擁護を試みてきた。本書はコーネル実在論者が示してきた議論を土台として、規範倫理理論の本性を検討し、そこからどのようなメタ倫理的な結論が得られるのか、検討していく。

コーネル実在論の議論を引き継ぐにあたり中心的な課題となるのは、規範倫理理論が他の経験科学と類似的な性質を持っているか否か、という問いである。それぞれの分野により具体的な方法は異なるが、物理学や化学、心理学、社会学などの諸科学は、観察や実験、そしてそこから得られた知見から帰納的な推論を行って理論の構築を行う、「経験的な方法」を採用するという点では一致しているように思える。このような方法を取っているが故に、これらの諸科学は漸進的な進歩を遂げることができるのかもしれない。もし倫理学の一階理論である規範倫理理論もそのような経験的な方法によって漸進的な進歩を遂げることができるのであれば、それは倫理・道徳に関しても客観的な答えが存在し、規範倫理学における探究を進めることで、我々はそのような客観的な答えに徐々に近づいていけると考えることができる。

果たして、倫理学は本当に他の科学に似た性質を持っており、漸進的な発展・進歩を遂げることができるのだろうか。この問いが本書の中心的な課題である。著者はこの問いへの肯定的な答えの擁護を目指す中で、ここで掲げた倫理学と他の経験科学の関係に関する課題に取り組んでいく。

著者が本書で試みる議論の進め方について、簡単に説明しておきたい。本書は規範倫理理論が経験的に発展するというを示すために多くの「思考実験 (thought experiment)」を行う。しかし、思考実験を行って規範倫理理論が経験的に発展し得ることは示せても、それを確証 (confirm) することはできない。実際の規範倫理理論が他の科学理論と同じように経験的に発展しているのか否かは経験的な問いであり、思考実験によって答えを出すことはできない。故に、本書が試みることの多くは単なる理論上の考察だと言わねばならない。

だが本書で著者が試みる議論には重要な意義がある。本書は、どのような経験的知見が規範倫理理論の改良に関係があるのか、そして、そのことがなぜ規範倫理理論の漸進的な進歩の可能性を示すのか、明らかにしていく。このことは、規範倫理理論を経験的方法によって進めていくための理論的な裏付けになり得る。そのような理論的な裏付けを得ることにより、我々は倫理に関するさらなる経験的探究を加速させる動機を得ることができる。このような意味で、本書が試みる道徳に関する自然主義の擁護には、重要な意義があると著者は考えている。

ここで、本書を構成する各章の簡単な概要を紹介していく。

第1章「現代メタ倫理学の見取り図」では、20世紀前半から現在に至るメタ倫理学の簡単な論争史を概観していく。本書で検討を試みる課題は、上で述べたように、「メタ倫理的な問い」として分類されるものであるが、「メタ倫理学」という言葉が意識的に使用され、この学問領域が倫理学の一分野としての地位を得たのは20世紀に入ってからのことである。そのような背景もあるため、メタ倫理学の簡単な論争史を概観し、本書が取り組む課題がどのような論争の中で議論されるようになった問いなのか、確認していく。その中で、本書が擁護を目指すメタ倫理学説が他の立場に比してある程度見込みがある立場であることを示す。

第2章「自然主義的道徳的实在論」では、本書で擁護を取り組むメタ倫理学

説の主張の紹介・説明を行う。本書で取り組む説は、規範倫理理論と科学理論の間に類似性を見出し、両者は共に漸進的な進歩を遂げることができるとする説であるが、このような考えは現代のメタ倫理学では自然主義的なメタ倫理学説として分類される。そのため、本書が取り組むことは、自然主義的なメタ倫理学説の擁護ということになるが、この説の内実はどうのような考えなのか、どのような意味で自然主義的と言えるのか、この章で説明を試みる。

第3章「自然主義のための説明的論証」では、本書が擁護を試みる立場のための論証としてメタ倫理学で盛んに論じられてきた「説明的論証 (the explanationist argument)」と呼ばれる論証について見ていく。この章では説明的論証の解説を通して、この論証の擁護の戦略として2つの異なる戦略があることを明らかにしていく。1つ目は筆者が「個別の道徳的説明による論証」と呼ぶ戦略で、メタ倫理学ではこちらの戦略についてこれまで盛んに論じられてきた。2つ目は筆者が「規範倫理理論による論証」と呼ぶ戦略である。この戦略については、自然主義的なメタ倫理学説の擁護者として有名なりチャード・ボイド (Richard Boyd) によって考え自体は言及されていたが、これまでメタ倫理学ではあまり真剣に議論がされてこなかったと筆者は考えている。この2つ目の戦略を継承・発展し、自然主義的なメタ倫理学説の擁護を試みるのが、本書の具体的な課題となる。

第4章「ボイドによる『規範倫理理論による論証』の提案」では、ボイドによる「規範倫理理論による論証」に関するもともとの提案について検討していく。ボイドのもともとの提案は、科学に関する実在論的な立場である「科学的事実論 (scientific realism)」擁護のための論証と類似的な論証が、道徳的事実論擁護のための論証として可能である、というものであった。ボイドのこの提案の内実を確認し、この提案が持つ問題・課題を明らかにして規範倫理理論による論証の強固な擁護のための足掛かりを作ることが、この章の目的となる。

第5章「理論論証の擁護」では、第4章で明らかにしたボイドのもともとの提案が持つ問題点の解消を目指す形で、規範倫理理論による論証の擁護を試みていく。第4章までを本書が擁護を目指す論証の形体を明らかにする作業であり、第5章ではそれに内実を与える作業を行う。

第6章「理論論証と非自然主義的な規範倫理理論」では、規範倫理理論によ

る論証とある特徴を持つ規範倫理理論の関係について、検討する。規範倫理理論による論証は、規範倫理理論が持つ特徴を明らかにすることで、自然主義的なメタ倫理学説の擁護を目指す論証である。だが、規範倫理理論と一口に言っても様々な異なる理論が倫理学において提案されている。このことから、規範倫理理論の中には本書が擁護を目指すメタ倫理学説と相性が悪いものがある可能性が予測できる。第6章ではこの問題に取り組み、1つの応答を与えることを試みる。

第7章「理論論証への反論(1)—— 経験的反論」と第8章「理論論証への反論(2)—— 哲学的反論」は、本書で擁護を試みる論証への反論を検討していく。本書では、反論を大きく2つに分類する。1つ目は、現在の経験科学において実際に確認された経験的知見に訴えて論証への反論を試みる「経験的反論」と筆者が呼ぶものである。2つ目はそのような経験的知見には訴えない「哲学的反論」と筆者が呼ぶものである。第7章、第8章ではこれらの反論について検討し、規範倫理理論からの論証の擁護者がどのようにそれぞれの反論に応答することができるのか、見ていく。

最後の章である第9章「自然主義のさらなる擁護にむけて」では、本書で試みた議論を振り返り、その上で、筆者が擁護を目指す自然主義的なメタ倫理学説のさらなる強固な擁護のためにはどのような課題があるか、筆者の見解を述べる。

以上が本書の概要である。ここで示した通り、本書で筆者はあるメタ倫理学説の擁護を試みるわけだが、第9章の紹介でも言及したように筆者自身も本書で試みることだけで議論が尽くされるとは考えていない。自然主義的なメタ倫理学説の擁護に向けて、本書をその一里塚と考え、さらなる議論への跳躍台としたい。